

計画作成年度（当初）	平成21年度
計画変更年	平成22年2月
計画主体	伊達市

伊達市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県伊達市産業部農林課
所在地 福島県伊達市梁川町青葉町1
電話番号 (024)577-3173
FAX番号 (024)577-7236
メールアドレス nourin@city.date.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル・イノシシ
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	伊達市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成20年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	モモ	492千円 0.2ha
イノシシ	水稲	2,122千円 6.2ha
	野菜類	1,417千円 0.6ha
	(キュウリ)	(1,096千円 0.2ha)
	(カボチャ)	(94千円 0.1ha)
	(その他)	(227千円 0.3ha)
	その他	30千円 0.5ha
	(芋類)	(5千円 0.1ha)
	(豆類)	(25千円 0.4ha)
	計	3,569千円 7.3ha
農作物被害合計		4,061千円 7.5ha

(2) 被害の傾向

<p>ニホンザル</p> <p>ニホンザルは、市の山間部(梁川町、霊山町、月舘町)に広く生息している。近年、個体数の増加及び群れの分派、分裂が進み、生息域が拡大する傾向がみられる。平成19年度の聞き取りによる生息状況調査では、19群が確認されている。主な農作物の被害は、モモ(7月～9月)等の食害である。また、山林の荒廃、耕作放棄地の増加等にともない、ニホンザルの出没地域も拡大しており、農作物被害は、年々増加する傾向にある。</p> <p>イノシシ</p> <p>イノシシは、市の中山間地域(保原町、梁川町、霊山町、月舘町)に広く生息している。近年、狩猟圧の低下や耕作放棄地の増加にともない、個体数の増加及び生息域が拡大しているとみられ、被害地域が年々拡大する傾向にあり、最近では、旧保原町など被害の無かった地域で被害報告されるなど農作物の被害が年々増加している。主な農作物の被害は、水稲(5月～10月)、野菜類(通年)等の食害であり、その他に農地の掘り返し等の被害もある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値（平成20年度）	目標値（平成23年度）
被害金額	ニホンザル	492千円	394千円
	イノシシ	3,569千円	2,855千円
被害面積	ニホンザル	0.20ha	0.16ha
	イノシシ	7.30ha	5.48ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>・伊達市有害鳥獣捕獲隊に有害鳥獣捕獲等を委託し、捕獲を実施している。</p> <p>ニホンザル</p> <p>・捕獲は、箱罠及び銃器により実施。 ・捕獲獣の一部は電波発信機を装着し、放獣。 ・それ以外の捕獲獣については埋設処理を実施。</p> <p>イノシシ</p> <p>・捕獲は、箱罠・くくり罠及び銃器により実施。 ・捕獲獣は埋設により処分。</p>	<p>・狩猟者の減少や高齢化により、捕獲隊の編成が難しくなりつつある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>ニホンザル</p> <p>・花火による追い上げ及び放任果樹の除去を地区ごとに実施している。</p> <p>イノシシ</p> <p>・各農家が個別にトタン柵や電気柵、追払い用の照明等を設置、管理している。</p>	<p>・農業者の高齢化や離農により、鳥獣被害対策を十分に行えない状況にあり、鳥獣被害対策の担い手の確保及び育成が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

本市では、従来、捕獲を中心にした被害防止対策を実施してきた。

しかし、近年の狩猟者の減少に伴い、捕獲隊員の確保が難しくなっており、増え続ける鳥獣被害に対応することが困難になってきた。

このため、本市の被害防止対策の基本方針は、「捕獲に頼らない被害防止対策の実施」を基本とし、有害捕獲を効率的かつ効果的に実施できるよう、捕獲体制の整備を行う。

具体的には、以下の取り組みを行うものとする。

広報誌やインターネット、パンフレット等による情報提供等を実施し、「自分の畑は自分で守る」という自己防衛の意識の高揚を図るとともに、研修会や集落座談会等を開催し、被害防除に関する正しい知識の普及に取り組む。

放任果樹の除去、遊休農地等活用した緩衝帯の設置、森林の刈り払い等を実施し鳥獣被害の少ない環境づくりを行う。

集落単位で防護柵の設置・管理を行い、併せて花火や追払い用の照明等を活用した追い払いを実施する。

有害鳥獣捕獲は、捕獲方法に関する調査・検討を行い、箱罠、くくり罠及び銃器を組み合わせた捕獲効率の高い方法の確立を目指す。

箱罠やくくり罠等の捕獲機材を導入し、捕獲隊員の負担を軽減する。

捕獲隊の担い手の育成を目指し、狩猟免許の取得を支援するとともに、技術講習会等を開催し、捕獲技術の向上を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会保原支部及び梁川支部から推薦された84名について、市長が伊達市有害鳥獣捕獲隊員として委嘱し、旧町単位で捕獲隊を編成し、捕獲を実施する。

- ・伊達市有害鳥獣捕獲隊 5隊 84名(平成21年4月1日現在)

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
21年度	ニホンザル	・広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促す。
	イノシシ	・広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促す。 ・捕獲等に必要な資材等を購入し、捕獲隊に貸与することにより、捕獲体制の整備を図る。
22年度	ニホンザル	・狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図る。 ・効率的な捕獲方法について調査、検討を行い捕獲隊へ周知をする。
	イノシシ	・狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図る。 ・捕獲等に必要な資材等を購入し、捕獲隊に貸与することにより、捕獲体制の整備を図る。
23年度	ニホンザル	・狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図るとともに研修会等を行い狩猟免許の取得を支援する。 ・効率的な捕獲方法について調査・検討し実証するとともに、捕獲体制の整備を図る。 ・広域的な捕獲体制を目指し、旧町村単位で設置している捕獲隊の連携を促すなど捕獲体制の強化を図る。
	イノシシ	・狩猟免許試験について、市内全域に広報誌等で周知を図るとともに研修会等を行い狩猟免許の取得を支援する。 ・捕獲等に必要な資材等を購入し、捕獲隊に貸与することにより、捕獲体制の整備を図る。 ・広域的な捕獲体制を目指し、旧町村単位で設置している捕獲隊の連携を促すなど捕獲体制の強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ニホンザル 福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づき、県に有害鳥獣捕獲申請を行い、捕獲を実施する。</p> <p>イノシシ 福島県第10次鳥獣保護事業計画に基づき、捕獲を実施する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	21年度	22年度	23年度
ニホンザル	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による
イノシシ	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による	福島県第10次鳥獣保護事業計画の基準による

捕獲等の取組内容
<p>ニホンザル 捕獲は、周辺への危険防止及び捕獲隊員の安全を確保し、主に箱罠により捕獲を行う。銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。</p> <p>イノシシ 捕獲は、捕獲の効率及び実績を考慮するとともに、周辺への危害回避及び捕獲隊員の安全を確保して行う。 捕獲方法は、主にくくり罠と箱罠により行う。 銃器による捕獲は、周辺の安全が十分に確認出来た場合に限り行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	21年度	22年度	23年度
イノシシ	3,500m	4,000m	5,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
21年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 発信機等を導入し、花火等による追い上げを実施する。 放任果樹の除去を実施する。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策や生態に関する講習会を各地区で開催し、地域住民の被害防止意識の高揚を図る。
22年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 発信機等を導入し、花火等による追い上げを実施する。 放任果樹の除去を実施する。 地域住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識の高揚を図る。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策や生態に関する講習会を各地区で開催し、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるよう体制づくりを支援する。 広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識の高揚を図る。 電気柵や追払い用の照明等の設置に対する補助を行い、自衛に関する支援を行う。
23年度	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 発信機等を導入し、花火等による追い上げを実施する。 放任果樹の除去や緩衝帯の設置、森林の刈払い等を実施する。 地域住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識の高揚を図る。
	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策や生態に関する講習会を各地区で開催し、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるよう体制づくりを支援する。 広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識の高揚を図る。 電気柵や追払い用の照明等の設置に対する補助を行い、自衛に関する支援を行う。 緩衝帯の設置や森林の刈払い等を実施する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	
構成機関の名称	役 割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
福島県県北地方振興局 県民環境部	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止技術の情報提供。
福島県県北農林事務所 伊達農業普及所	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等。
福島県農業総合センター 経営企画部	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等。
福島県鳥獣害防止対策広域指導員	有害鳥獣による農作物被害及び鳥獣被害対策に関する助言・指導等。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南奥羽鳥獣害防止対策協議会に参加し、ニホンザルの被害防止対策を広域的に実施。
--

6．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル

捕獲した個体の一部は、発信機を装着し、放獣。

それ以外の個体は処理施設での焼却及び埋設等、適切に処分する。

イノシシ

捕獲した個体は、処理施設での焼却及び埋設等、適切に処分する。

7．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし